

令和5年矢巾町議会定例会11月会議目次

議案目次	1
第 1 号 (11月30日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条により出席した説明員	4
○職務のために出席した職員	4
○開 議	5
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会議期間の決定	6
○議案第71号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について	6
○議案第72号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	8
○議案第73号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算(第8号)について	11
○議案第74号 令和5年度矢巾町水道事業会計補正予算(第3号)について	11
○議案第75号 令和5年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第3号)について	11
○発議案第7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	16
○散 会	19
○署 名	21

議 案 目 次

令和5年矢巾町議会定例会11月会議

1. 議案第71号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について
2. 議案第72号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
3. 議案第73号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）について
4. 議案第74号 令和5年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について
5. 議案第75号 令和5年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）について
6. 発議案第7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

令和5年矢巾町議会定例会11月会議議事日程（第1号）

令和5年11月30日（木）午前10時00分開議

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議期間の決定
- 第 3 議案第71号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第72号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第73号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）について
- 第 6 議案第74号 令和5年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第 7 議案第75号 令和5年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第 8 発議案第7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	高橋 恵	議員	2番	高橋 敬太	議員
3番	横澤 駿一	議員	4番	ササキマサヒロ	議員
5番	吉田 喜博	議員	6番	藤原 信悦	議員
7番	齊藤 勝浩	議員	8番	小川 文子	議員
9番	木村 豊	議員	10番	小笠原 佳子	議員
11番	山本 好章	議員	12番	高橋 安子	議員
13番	水本 淳一	議員	14番	村松 信一	議員
15番	昆 秀一	議員	16番	赤丸 秀雄	議員
17番	谷上 知子	議員	18番	廣田 清実	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	副町長	岩淵和弘君
政策推進 兼未来戦 略課長	吉岡律司君	総務課長	田村英典君
企画財政課長	花立孝美君	産業観光課長	佐藤健一君
上下水道課長	浅沼亨君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉田徹君	議会事務局長 補佐	高橋俊英君
主事	渋田稀結君		

午前10時00分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

会議に先立ち高橋町長から発言の申出がありましたので、これを許可します。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいま廣田議長さんからお許しをいただきましたので、私のほうから2つ情報の提供をさせていただきたいと思います。

まず1つは、この議場の、いわゆる修繕工事の関係に関わることでございますが、まずおかげさまで、工期は今年の6月9日から11月29日までの174日間でしたが、施工業者のタカヨ建設株式会社が一生懸命取り組んでいただきまして5日間工期を短縮していただいて、今月の24日に工事を完成させていただいたということで、そしていわゆる変更もあったわけですが、皆さんもご存じのとおり、変更については、壁面のクロス張りの張り替えをさせていただいたということ。それから、傍聴席に手すりの設置をさせていただいた。それから、皆さんの足元には電源コンセントが設置されたわけですが、内側にあるはずですので、それも今回変更させていただいて、設置をさせていただいたということでございます。

そういったことで、この工事の監理については、久慈設計株式会社に77万円でやっていただいたということで、いずれ2,570万7,000円と77万でこの議場の天井、壁面併せて修繕工事をさせていただいたということで、特にも議長さんはじめ議員の皆さん方には、本当にご不便をおかけいたしましたわけですが、まず今日こうして11月会議が開催できたこと、本当に皆さん方に感謝を申し上げます。

あともう一つの情報提供でございますが、今新聞等で、テレビでも報道されておるわけですが、県産小麦、ナンブコムギからカビ毒が検出されたと。本町の状況について、今のところの調査の内容について報告をさせていただきますが、まず本町ではナンブコムギは令和3年度まで作付をしております、令和4年度からはやわら姫に作付転換をしておりますので、まず地元産の小麦が今回問題になっていることではないのですが、ただお店でナンブコムギが使われているかどうか、今調査中でございますので、たまたもし状況が、そういうことがあるときはぜひ提供させていただきたいと思いますので、今日は2つ、この議場の修繕工事、

そしてナンブコムギのいわゆるカビ毒の検出に併せて議員の皆さん方もいろいろ心配なされているのではないのかなということで、今日まずいち早く情報を提供させていただいたところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。本当にありがとうございます。

- 議長（廣田清実議員） ただいまから令和5年矢巾町議会定例会を再開します。
これより11月会議を開きます。
-

議事日程の報告

- 議長（廣田清実議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
これより本日の議事日程に入ります。
-

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（廣田清実議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

16番 赤丸秀雄 議員

17番 谷上知子 議員

1番 高橋 恵 議員

の3名を指名します。

日程第2 会議期間の決定

- 議長（廣田清実議員） 日程第2、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日再開の11月会議の会議期間は、11月24日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、11月会議の期間は、本日1日と決定いたしました。

日程第3 議案第71号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について

- 議長（廣田清実議員） 日程第3、議案第71号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第71号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をさせていただきます。

このたびの条例の一部改正は、本年8月に人事院が国家公務員の給与改定に関する勧告を行い、これに基づき、国が一般職の国家公務員の給与に関する法律を改正することを踏まえ、本町の特別職の期末手当に関し、所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。国家公務員の給与改定に準じ、本町の特別職の期末手当の支給月数を年間3.3か月分から3.4か月分に引き上げるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(廣田清実議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

15番、昆秀一議員。

○15番(昆 秀一議員) 各特別職、町長、副町長、教育長、どのくらい上がるのでしょうか、お伺いします。

○議長(廣田清実議員) 田村総務課長。

○総務課長(田村英典君) お答えいたします。

増額の分ということでよろしい……

(「額は」の声あり)

○総務課長(田村英典君) 分かりました。三役でございますので、まず町長につきましては年額が77万でございますので、その0.1か月分ということで7万7,000円、それから教育長におかれましては年額が……失礼しました、これは月額でございます。月額ですので7万7,000円、それから教育長は56万5,000円、給料月額でございますので5万6,500円、それから副町長でございますが、月額が59万9,000円でございますので、5万9,900円という増額になります。

以上、お答えいたします。

○議長(廣田清実議員) その他質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 質疑がないようなので、これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第71号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第72号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（廣田清実議員） 日程第4、議案第72号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第72号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、本年8月に人事院が国家公務員の給与改定に関する勧告を行い、これに基づき、国が一般職の国家公務員の給与に関する法律を改正することを踏まえ、本町の一般職の職員及び特定任期付職員の給料等について所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。国家公務員の給与改定に準じ、本町の一般職の職員及び企業職員の期末手当の支給月数を年間2.4か月分から2.45か月分に、勤勉手当の支給月数を年間2.0か月分から2.05か月分に、給料月額を若年層に重点を置き、平均で1.0%それぞれ引き上げるほか、特定任期付職員の期末手当の支給月数を年間3.3か月分から3.4か月分に、給料月額を4,000円から最大で6,000円、それぞれ引き上げるものであります。

また、1か月当たり10日を超えて在宅勤務を命ぜられた職員に、光熱水費の負担軽減の観点から月額3,000円の在宅勤務手当を支給することについて、国に準じて新設するものであり

ます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

3番、横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 今の説明の中で若年層に主に焦点を置くということで、今現在若年層というのは具体的には大体どの年代のことを指すのか、それとその年代が今どれぐらい在籍されているのかというところをお聞かせ願いたいです。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

俸給にいたしましては、1級1号給から20号給の、いわゆる新採用職員等の若年層になりますが、高卒、大卒、それぞれ大体1万円から1万2,000円の増額ということで、8か月遡って4月からの分を遡及適用させるという状況でございます。

それから、人数につきましては、ちょっと今手元にございませんで、調べてからまたご報告したいと思っております。よろしくお願いたします。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

その他。

16番、赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 1点だけ確認させてください。説明の中に、在宅勤務という形の中で光熱水費等のために月3,000円というお話しされていましたが、職員のこれに該当する方は何割程度いるのか、もしくはこれは月1回でも在宅勤務された方に3,000円支給するのか、その部分を確認させてください。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

在宅勤務におきましては、職員それぞれが在宅勤務したいということではなくて、職務上必要性があり、上司からの命令があった場合の在宅勤務ということ念頭に置いております。1か月におきまして10日以上在宅勤務命令が出された職員につきましては、3,000円の光熱水費の支給ということで、今のところそういった状況、どういった場合、具体的にということ

はまだ想定しておりませんが、必要に応じてそのような職員が出たときは対応していきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

11番、山本好章議員。

○11番（山本好章議員） 1つです。今回は、一般職員の分しか出ておりませんが、会計年度任用職員とか、その部分の給与とか、あと期末手当とか、そういった部分を上げるような予定はないのでしょうか。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

まず、会計年度任用職員につきましては、11月に基本的な給与部分を増額させていただいたということでございます。

それから、会計年度任用職員は、現在期末手当だけの支給になってございますが、いわゆる正職員と同じように勤勉手当、その部分につきましても、令和6年度から適用させるということで国のほうが動いておりますので、市町村、我々町におきましても、そのとおり適用させていきたいということで、ただその率につきまして、今いろいろ広域市町村とも連携を取って情報は取っているのですけれども、基本的には正職員と同じような率に向かって検討しているという状況でございますので、新年度からということでご理解いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑がないようなので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第72号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田清実議員) 起立多数であります。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第73号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算(第8号)について

日程第6 議案第74号 令和5年度矢巾町水道事業会計補正予算(第3号)について

日程第7 議案第75号 令和5年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第3号)について

○議長(廣田清実議員) お諮りいたします。

日程第5、議案第73号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算(第8号)について、日程第6、議案第74号 令和5年度矢巾町水道事業会計補正予算(第3号)について、日程第7、議案第75号 令和5年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第3号)について、この3議案は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田清実議員) 異議なしと認めます。

よって、日程第5、議案第73号から日程第7、議案第75号までの3議案については、一括上程することと決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) ただいま一括上程されました3会計の令和5年度補正予算につきましてご説明をさせていただきます。

議案第73号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算(第8号)について提案理由の説明を申し上げます。

歳入につきましては、18款繰入金の財政調整基金繰入金を増額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、2款総務費の一般管理事業などの人件費のほか、3款民生費の国民保養センター管理運営事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,971万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億3,000万1,000円とするものであります。

続きまして、議案第74号 令和5年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容であります、収益的収入及び支出のうち、支出の第1款水道事業費用の営業費用を1万4,000円増額補正して、総額を7億6,486万7,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち、支出の第1款資本的支出の建設改良費を21万5,000円増額補正して、総額を7億8,305万4,000円とするものであります。

続きまして、議案第75号 令和5年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容であります、収益的収入及び支出のうち、支出の第1款公共下水道事業費用の営業費用を7万7,000円増額補正して、総額を8億225万3,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち、支出の第1款公共下水道資本的支出の建設改良費を14万円増額補正して、総額を4億4,667万8,000円とするものであります。

なお、それぞれの会計の詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） 議案第73号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）の詳細についてご説明いたします。

事項別明細によりましてご説明いたします。11ページにお進み願います。

なお、今回の補正予算につきましては、その多くが人事異動に関するもの及び人事院勧告に伴う人件費の補正、時間外勤務手当の調整に伴う補正予算となっておりますので、その部分につきましては、極力省略した説明とさせていただくことをお許し願います。

歳入補正の説明に当たりましては、款、項、項の補正額の順で行います。

歳入。18款繰入金、2項基金繰入金4,971万8,000円、財政調整基金繰入金の増4,971万8,000円で、これによりまして補正後の財政調整基金残高は8億8,143万3,000円となります。

次に、歳出の説明をさせていただきます。15ページにお進み願います。歳出補正の説明に

当たりましては、款、項、項の補正額の順で行います。主なものについて説明をさせていただきます。

歳出。1款議会費、1項議会費95万円の減、人件費の減となります。

2款総務費、1項総務管理費2,080万3,000円、人件費の増となります。

同じく2項徴税費634万4,000円、人件費の増となります。

同じく3項戸籍住民基本台帳費、16ページに進みまして、90万2,000円の減、人件費の減となります。

同じく4項選挙費57万6,000円、人件費の増となります。

同じく5項統計調査費56万4,000円の減、人件費の減となります。

17ページに進みまして、同じく6項監査委員費16万2,000円、人件費の増となります。

3款民生費、1項社会福祉費1,586万3,000円、下段のほうに参りまして、国民保養センター管理運営事業の増135万5,000円は、国民保養センターの食堂及び休憩所の増築に伴う設計業務に関する補正となります。その他は、人件費の増となります。

18ページに進みまして、同じく2項児童福祉費64万4,000円の減、人件費の減となります。

4款衛生費、1項保健衛生費305万8,000円の減、人件費の減となります。

同じく2項環境衛生費388万3,000円、人件費の増となります。

19ページに進みまして、5款労働費、1項労働諸費52万2,000円、人件費の増となります。

6款農林水産業費、1項農業費6万6,000円、人件費の増減による補正となります。

7款商工費、1項商工費、20ページに進みまして、425万5,000円、人件費の増となります。

8款土木費、1項土木管理費12万4,000円、人件費の増となります。

同じく2項道路橋梁費170万8,000円の減、人件費の減となります。

同じく4項都市計画費133万円の減、人件費の減となります。

21ページに進みまして、同じく5項住宅費55万6,000円の増、人件費の増となります。

9款消防費、1項消防費64万6,000円の減、人件費の減となります。

10款教育費、1項教育総務費556万4,000円、人件費の増となります。

同じく2項小学校費47万7,000円、人件費の増となります。

22ページに進みまして、同じく3項中学校費120万円の減、人件費の減となります。

同じく4項社会教育費109万1,000円、人件費の増となります。

同じく5項保健体育費43万4,000円、人件費の増となります。

以上で議案第73号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）の詳細説明を終わります。

す。よろしくお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） 議案第74号 令和5年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）の詳細についてご説明いたします。

なお、詳細は補正予算明細書で行いますので、6ページをお開き願います。令和5年度矢巾町水道事業会計補正予算明細書（第3号）の款、項及び詳細を説明いたします。

収益的収入及び支出の支出ですが、1款水道事業費用、補正予定額は1万4,000円、1項営業費用、同額です。内訳は、総係費における手当であります。これは、人事院勧告に準じるものであります。対象といたしましては、職員数7名、会計年度任用職員数は3名となっております。

続きまして、資本的収入及び支出の支出ですが、1款資本的支出、補正予定額は21万5,000円、1項建設改良費、同額です。内訳は、第3次拡張事業費における給料及び手当の増であります。これも人事院勧告に準じるものであります。対象となる職員数は2名となっております。

以上で議案第74号 令和5年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第75号 令和5年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）の詳細についてご説明いたします。

なお、詳細は補正予算明細書で行いますので、6ページをお開き願います。令和5年度矢巾町下水道事業会計補正予算明細書（第3号）の款、項及び詳細を説明いたします。

収益的収入及び支出の支出ですが、1款公共下水道事業費用、補正予定額は7万7,000円、1項営業費用、同額です。内訳は、総係費における給料及び手当の増であります。これも同じく人事院勧告に準じるものであります。対象となる職員数は1名、会計年度任用職員数は2名となっております。

続きまして、資本的収入及び支出の支出ですが、1款公共下水道資本的支出、補正予定額は14万円、1項建設改良費、同額です。内訳は、管渠建設改良費における給料及び手当の増であります。これも人事院勧告に準じるものであります。対象となる職員数は1名であります。

以上で議案第75号 令和5年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

す。

お諮りいたします。日程第5、議案第73号から日程第7、議案第75号までの補正予算3議案について、歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田清実議員) 異議がないようなので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

3番、横澤駿一議員。

○3番(横澤駿一議員) 歳出の部分で、住民基本台帳費の人件費の減というものがありましたけれども、これはどういったことが要因で減になったのか。例えばマイナンバーカードの普及で、コンビニで住民票を出したことによって人件費が落とされたのか、そういった検証などはされているのかどうかという2点、お伺いしたいです。

○議長(廣田清実議員) 田村総務課長。

○総務課長(田村英典君) お答えいたします。

今回の給与費等の増減につきましては、人の増減、それから給与額の基本額の増減ということではなくて、年度当初に人件費は前年度ベースの人数、それから体系で予算化しておりますので、そういった中で、その大枠の予算の中で今回の手当や給与費の増額を調整した中で、多いところは減額し、少ないところは増額するというような増減をさせていただいたという状況でございますので、事務量の増加とかということではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長(廣田清実議員) 何か所かあるので、よろしく願いいたします。

その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田清実議員) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田清実議員) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。

議案第73号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算(第8号)についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田清実議員) 起立多数であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号 令和5年度矢巾町水道事業会計補正予算(第3号)についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田清実議員) 起立多数であります。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号 令和5年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第3号)についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田清実議員) 起立多数であります。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

日程第8 発議案第7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例について

○議長(廣田清実議員) 日程第8、発議案第7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみといたします。

(職員朗読)

○議長(廣田清実議員) 提案理由の説明を求めます。

14番、村松信一議員。

(14番 村松信一議員 登壇)

○14番(村松信一議員) 発議案第7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、本年8月の人事院勧告に基づく国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴う特別職の国家公務員の給与に関する法律の一部改正

を踏まえ、議会の議員の期末手当に関し、所要の改正をするものであります。

その改正内容であります。国家公務員の給与改定に準じ、本町の議会の議員の期末手当の支給月数を年間3.3か月分から3.4か月分に引き上げる改定を行うものであります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

15番、昆秀一議員。反対討論でよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田清実議員） よろしいです。よろしくお願いします。

（15番 昆 秀一議員 登壇）

○15番（昆 秀一議員） 議席番号15番、昆秀一でございます。私は、発議案第7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について反対し、討論いたします。

本発議案は、簡単に言えば、矢巾町議会議員の期末手当、いわゆるボーナスを上げる目的の議案であります。このことは、町民のどれだけの方が知っていて、なおかつ賛成するでしょうか。まずは、町民にこのことを知らせる、そして意見を得る必要があると思います。

それから、今回の期末手当アップは、人事院勧告によるものということですが、だからといって人事院勧告に全て従う必要はないということです。議員自らの期末手当を議員自らが議決することには矛盾を感じ得ないのであります。一般職の給料であれば、労働三権が制約されている代わりに第三者機関である人事院の勧告に従うのは理解できるのですが、議員までもが一般職に合わせて上げる必要がどこにあるのでしょうか。また、議員報酬は、一般職の生活給とは性格が違うということも忘れてはなりません。

言うまでもなく、議員報酬の原資は、町民の皆様に納めていただいた貴重な血税であります。今物価も上がり、町民が苦しんでいる中でボーナスを上げることを町民はどう思うでしょうか。私は、町民の理解が得られるとはとても思えません。それだけの予算があるのであれば、今はもっと町民へのサービスの向上などに充てるべきではないでしょうか。

以上のことから、発議案第7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一

部を改正する条例について反対するものであります。議員各位の賢明なる判断を賜りますようお願いして、私の反対討論といたします。

○議長（廣田清実議員） 次に、賛成討論はございませんか。

12番、高橋安子議員。

（12番 高橋安子議員 登壇）

○12番（高橋安子議員） 議席番号12番、町民の会、高橋安子でございます。今回の発議案第7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての発議案につきまして、賛成の立場から討論いたします。

先ほどの議会運営委員長の提案理由にもありましたように、これまでの改定につきましても、人事院での様々な情勢を判断した上で、その時々に応じた適切な手当の額に調整されたものと考えます。今回は、昨年2月、ロシアによるウクライナ侵攻が始まり、1年半以上経過してもなお戦闘状態にあります。その影響での灯油やガソリンなど光熱水費の高騰、そして円安による物価の高騰などもあり、生活への影響が大きくなっております。そのことから、現状に応じた適切な手当の額に調整されるものと考えことから、本発議案に賛成いたします。

議員各位のご賛同をお願いいたしまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、発議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） 大変申し訳ございません。議案第72号の一般職の職員の給与に関

する条例等の一部を改正する条例で横澤議員からご質問いただきまして、後刻で大変申し訳ございません。ご質問の趣旨で、若手職員20代が44人、それから30代が56人ということで、全体的な平均的な給与の上げ幅平均が3,146円ということになっておりますので、主にこの20代、30代の若手職員については上げ幅がもっと大きいという状況でございます。申し訳ございません。遅れました。報告といたします。ありがとうございました。

○議長（廣田清実議員） 以上をもって本日の議事日程は終了いたしました。

これもちまして令和5年矢巾町議会定例会11月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでした。

午前10時45分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員